

セクシュアルマイノリティの受入をめぐる 日本の二重規範

—「地理的スケール概念」からみた難民認定・在留許可—

須崎 成 二

要旨 クィア移住研究では、セクシュアルマイノリティの国家間移動において国家や超国家組織がいかに排除・包摂をしているのかが注目されてきた。そのような研究は、セクシュアルマイノリティの受け入れや権利保障を積極的に行った欧米を中心に展開されている。一方で、日本のように、セクシュアルマイノリティの権利は保障されていないが、彼ら彼女らに対する難民受入実績を持つ国がある。しかし、日本においてセクシュアルマイノリティの難民等がどのような論理で受け入れられているかについては、明らかにされてこなかった。そこで、本稿は、セクシュアルマイノリティの受入をめぐる世界的な動向を踏まえつつ、彼ら彼女らの受入に対する日本の対応を明らかにすることを目的とする。地理的スケールという概念を用いて、いかなる価値観によって日本がセクシュアルマイノリティの受入や拒否を決定しているのかを考察する。セクシュアルマイノリティや難民に関する資料および、裁判資料や新聞記事を分析した結果、以下の知見が得られた。第一に、セクシュアルマイノリティに対する権利や罰則の地域的な差異は、セクシュアルマイノリティの移動における地域性を生み出していた。第二に、日本は、セクシュアルマイノリティの難民をめぐる各スケールの価値観を恣意的に用いることで、難民の認定もしくは不認定を決定していた。第三に、セクシュアルマイノリティの在留許可決定において、日本は同性愛や同性パートナーという問題を後景化させ、セクシュアルマイノリティの在留資格と同性のパートナーシップや同性婚との関連性を断絶させていた。日本は、セクシュアルマイノリティの難民等を受け入れるという点で「先進的」でありつつも、国内法や在留資格の面で「後進的」であるといった二重規範（ダブルスタンダード）を有している。そして、このような二重規範によって、日本独自の「ピンクウォッシング」が生じている。

キーワード：セクシュアルマイノリティ、難民、在留資格、地理的スケール、二重規範

1. はじめに

今日、セクシュアルマイノリティ⁽¹⁾に関する認識は、日本だけでなく世界的な高まりを見せている。その一方でセクシュアルマイノリティは、差別や偏見、迫害の対象にもなっている。そして、その一部は自国で生命を脅かされるなど、安全な生活が困難であるとして、国外に逃れようとしている。

そのような人々の移動に着目した研究は、クィア移住研究 (queer migration studies) と呼ばれ、アメリカを中心に行われている (工藤 2022)。今日ではヨーロッパでも同様の研究がなされており、セクシュアルマイノリティの移動だけでなく移動先でどのように保護していくかについても注目されている (Mole 2021)。その中で、セクシュアルマイノリティの国家間移動において国家や超国家組織がいかに排除・包摂をしているのかが注目されてきた。EU は難民申請の法的な整備が整っており、洗練された難民政策を実施している (Peers 2016)。この難民政策においては、セクシュアルマイノリティも保護の対象となっている (Ferreira 2018)。ただし、その一方で、EU 加盟国は、入国を希望するセクシュアルマイノリティの申請を戦略的に取り消してもいる (Ferreira 2021)。このように、クィア移住研究は、セクシュアルマイノリティの受け入れや権利保障を積極的に行った欧米を中心に展開してきた。

一方で、セクシュアルマイノリティの権利保障はなされていないが、彼ら彼女らに対する難民受入実績がある国も存在する。日本はそのような国の一つである。しかし、セクシュアルマイノリティに関する日本の研究は、彼ら彼女らの日本への流入について関心を示してこなかった。従来の研究では、同性愛者としてのアイデンティティ (堀江 2015; 前川 2017)、レズビアンフェミニズムの運動 (杉浦 2008)、ゲイコミュニティ (森山 2012; 砂川 2015)、ゲイディストリクト (須崎 2019a, b) を主な対象としてきた。そのため、上記のような矛盾を抱える日本が、どのような論理でセクシュアルマイノリティの難民等を受け入れているかを明らかにした研究はみられない。ここでいう論理とは、国内の法制度に従った決定プロセスのみを指すのではない。各国は、国内の論理と国外の論理を調整しながら、グローバルな人の移動を管理している。

そこで、本稿はセクシュアルマイノリティの受入をめぐる世界的な動向を踏まえつつ、日本の対応を明らかにすることを目的とする。その際、地理的スケールという概念を用いて、日本がセクシュアルマイノリティの受入や拒否をいかなる価値観をもとに決定しているのかを考察する。

本稿の展開は以下の通りである。まず、第2章では、理論的枠組みと使用した資料・データについて説明する。次に、第3章では、セクシュアルマイノリティの権利や罰則、移動に関する世界的な動向を考察する。さらに、第4章では、日本におけるセクシュアルマイノリティの

難民の受入に関する変化を考察する。第5章ではセクシュアルマイノリティの在留資格をめぐる日本の対応について考察する。最後に、第6章では、以上の内容を踏まえ、日本がセクシュアルマイノリティをどのような論理にもとづいて受け入れているのかについて、ピンクウォッシングという概念をもとにまとめる。

2. 研究方法

理論的枠組み

本稿では、地理的スケール (geographical scale) という概念を用いる。山崎 (2013: 124) によれば、地理的スケールとは「特定の社会的プロセスをとおして形成される空間の単位や規模」のことであり、面的な広がりだけでなく、人間の移動に関するネットワークの広がりやその移動の方向性も意味する。地理的スケールには、グローバルや国家、地方、家庭、身体など幅広いスケールが存在し、重層性がある。テイラー (1991) は、グローバル、ナショナル、ローカルの3つのスケールを想定し、グローバル・スケールで起こる「現実」が、そのまま我々の生活するローカル・スケールで「経験」されることはない指摘する。それは、「現実」と「経験」の間に、国家 (ナショナル・スケール) の「イデオロギー」や価値観が介在しており、人間は各国の文化を通して経験しているからである (山崎 2013: 126)。

しかし、グローバル化のさらなる進展によって、今日ではグローバルな価値観も国家に影響を与えている。そして、このような価値観はときに国家の価値観と対立する。本稿の主題に照らし合わせると、セクシュアルマイノリティに対する権利保障や保護という点において、一部を除く欧米諸国と日本の価値観は異なっている。特定の政治的事象を複数のスケール、つまりマルチ・スケールの視点から捉えることで、日本がいかなる価値観にもとづいて、セクシュアルマイノリティを受け入れているかを理解できる。ここで用いるスケールは、グローバル・スケールとナショナル・スケールの二つである。難民認定や在留許可の決定は法務省の管轄であり、裁判となった事例においては国内法および他国の実情を踏まえて判断されるため、ローカル・スケールの価値観は分析の対象外とする。

本稿では、「グローバル・スケールの価値観」という言葉を、欧米を中心とした同性婚をはじめとするセクシュアルマイノリティの権利が保障された地域の価値観として用いる。そのため、グローバル・スケールの価値観とは、セクシュアルマイノリティに対する世界で主流の価値観ではなく、彼ら彼女らに権利を認めるという点で「先進的」と考えられている価値観である。ただし、フランスでは、セクシュアリティに関連する難民認定が増加している一方で、極右派はイスラーム圏からの移民が「同性愛に対して差別的な価値観を持つ」として移民排斥運動を正当化している (森 2016, 2019)。つまり、セクシュアルマイノリティに対する寛容性は、特定の移民を排除するための論理としても用いられている。

このように、セクシュアルマイノリティへの寛容性が、他のマイノリティの排除を正当化するために利用される事態は、「ピンクウォッシング (pink-washing)⁽²⁾」として批判されている。ピンクウォッシングとは、ある国家や行政がセクシュアルマイノリティに対する寛容性を表明することで、他の人権問題を覆い隠すことを指す。ピンクウォッシングの代表的な事例としてあげられる国は、イスラエルである。イスラエルは、同性愛者への寛容性を示すことによって、パレスチナ人への暴力や人権侵害を覆い隠している (Shulman 2012; Gross 2015)。そしてパレスチナおよびイスラエルの周辺国が宗教的にタブーとしている同性愛を受け入れることで、自国がいかに人権の面で「先進的」であるかを国際的に宣伝している。

本稿においては、ピンクウォッシングの定義を拡張して日本の事例に当てはめる。つまり、セクシュアルマイノリティに対する不寛容性を隠すために、セクシュアルマイノリティに対する寛容性を打ち出すといった、一見矛盾する状況もピンクウォッシングの事例と考える。そうすることで、日本のセクシュアルマイノリティの受け入れにおける歪さが浮き彫りとなる。

使用した資料・データ

本稿で使用した資料・データは、以下の通りである。同性愛に対する罰則および権利については、国際レズビアン・ゲイ協会（以下、ILGA）が発行する“STATE-SPONSORED HOMOPHOBIA REPORT: 2020 GLOBAL LEGISLATION OVERVIEW UPDATE”および“ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2019_dataset”⁽³⁾NPO 法人 EMA 日本のウェブサイト⁽⁴⁾のデータを使用した。「難民条約」の当事国は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のウェブサイト⁽⁵⁾からデータを収集した。

セクシュアルマイノリティの難民に関するデータは、難民研究フォーラムが発行する「LGBT への迫害状況：国別レポート」⁽⁶⁾の「LGBT 難民——認定・不認定事例」を参照した。ただし、セクシュアルマイノリティの難民の出身地や受入国すべてを把握することは困難であり、そのような統計資料は存在しない。そのため、参照した資料は限定的な事例である。しかし、「LGBT への迫害状況：国別レポート」は他の資料よりも数多くの事例を扱っており、おおよその傾向は把握できると考えられる。

日本におけるセクシュアルマイノリティの難民申請に関しては、出入国在留管理庁が発行する「難民と認定した事例等について」の平成 29 年版、平成 30 年版、令和 2 年版を参照した。3 年分の資料に限定したのは、入手できた平成 24 年版から令和 2 年版のうち、該当する事例が、上記の年のみであったためである。日本におけるセクシュアルマイノリティの在留許可に関する資料は、公開されている裁判結果や法務省の説明を掲載した新聞記事を用いた。

3. セクシュアルマイノリティの取り扱いおよび移動に関する世界的動向

同性愛に対する罰則や権利に関する世界的動向

同性愛や同性間の性行為は一部の宗教において禁忌とされてきた。そして、その宗教の影響下にある地域・国家で法的に禁止されてきた。今日、それらの行為を合法とする国家や地域が増えているものの、一部では非合法であり続けている。ILGA が発行した資料によれば、2020年時点で70の国や地域⁽⁷⁾が同性間の性行為に対して罰則を定めている（図1）。罰則には、国や地域の間で程度の差がみられ、事実上の犯罪、懲役刑、終身刑、死刑に分けられる。事実上の犯罪とは、具体的な罰則は規定されていないが、社会・宗教的背景から制裁を受ける可能性がある場合を指す。この事実上の犯罪には4ヶ国（イラク、エスワティニ、エジプト、ナミビア）が該当する。懲役刑を採用している国・地域は50ヶ国あり、その最高刑期は国や地域によって異なる。最短は1年（リベリア、ジンバブエ、ブータン、レバノン）であり、最長はマレーシアの20年である。終身刑は6ヶ国（ウガンダ、ガイアナ、ザンビア、スーダン、タンザニア、バルバドス）、死刑は10ヶ国（アフガニスタン、イエメン、イラン、カタール、サウジアラビア、ソマリア、ナイジェリア、パキスタン、モーリタニア、UAE）である。そのうち27の国や地域では、罰則の対象を男性に限定している。一方で、女性に限定して罰則を定めている国や地域はみられない。

同性間の性行為に罰則を設けている国や地域を地理的にみると、その分布には偏在性がある。

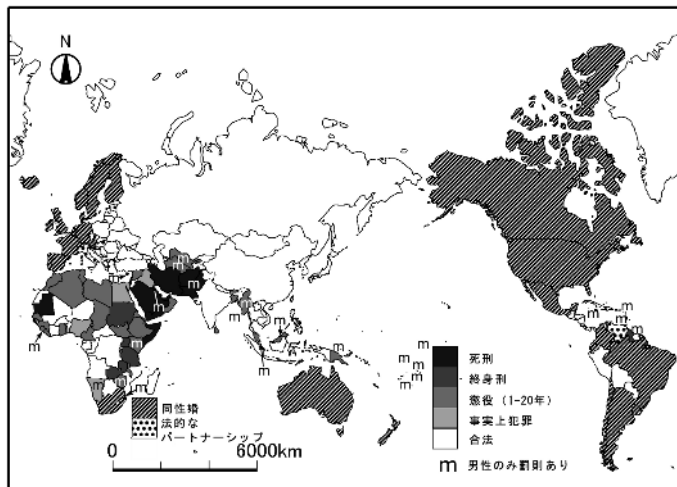


図1 同性間の性行為に関する罰則と同性愛者の権利

“STATE-SPONSORED HOMOPHOBIA REPORT: 2020 GLOBAL LEGISLATION OVERVIEW UPDATE”, “ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2019_dataset”, “<http://emajapan.org/promssm/world>”

注) 同性婚と法的なパートナーシップの両方を導入している国は、前者に分類している。

罰則のある国や地域は、アジア 22 ヶ国、アフリカ 32 ヶ国、オセアニア 7 ヶ国・地域、中央・南アメリカ 9 ヶ国であり、アジアとアフリカに集中している。とくに、イスラームが広く信仰されている西アジアや北アフリカの国で非合法になっている。一方で、ヨーロッパや北アメリカでは、すべての国・地域で合法になっている。

また、ヨーロッパや北アメリカの 38 の国や地域では、同性間の性行為が合法となっているだけでなく、同性愛者の権利も保障されている。具体的には、同性婚が合法化されているか同性間のパートナーシップが法的に認められている。法的に認められた同性間のパートナーシップを利用すれば、異性間の婚姻関係にある人々が享受できる権利が部分的に付与される。世界全体でみると、2022 年 7 月時点で同性のカップルに婚姻もしくは法的に認められたパートナーシップを認めている国や地域は 69 にのぼる。その中には、ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の海外領土・海外県・自治領となっているオセアニアや中央アメリカの島嶼部も含まれる。同性婚は 55 の国や地域で可能となっている。2001 年にオランダが世界で初めて同性婚を認めてから、欧米を中心に合法化する国が増えており、現在では南アフリカ共和国やアルゼンチン、ブラジルなど南半球の国でも合法化されている。法的に認められたパートナーシップを導入しているのは 22 ヶ国とメキシコの一部の洲であり、イタリア、オランダ、ベルギー、ギリシャなどのヨーロッパ諸国に加え、イスラエル、キプロスなども該当する。このように、同性婚や同性愛者のパートナーシップに関する権利を保障している国や地域は増加している。ただし、これらの権利が行使できる国や地域は世界的にみるとヨーロッパや北アメリカ、南アメリカに偏在している。一方で、アジアにおいて同様の権利が保障されている国と地域は、イスラエル、キプロス、台湾、イギリス領インド洋地域であり、アフリカにおいては南アフリカ、マヨット、レユニオン、セントヘレナにとどまる。

近年、同性間の性行為に関する法制度は各国でめまぐるしく変化している。“STATE-SPONSORED HOMOPHOBIA REPORT: 2020 GLOBAL LEGISLATION OVERVIEW UPDATE”によれば、2015 年以降、同性間の性行為を合法化したのは 9 ヶ国（アンゴラ、インド、ガボン、セイシェル、トリニダード・トバゴ、ナウル、ベリーズ、ボツワナ、モザンビーク）である。そのうち、罰則を定めている国が多いアフリカでは、モザンビーク（2015 年）、セイシェル（2016 年）、ボツワナ（2019 年）、ガボン（2020 年）、アンゴラ（2021 年）の 5 カ国が同性間の性行為を合法化した。ただし、合法化されたとはいえ、社会的な差別や偏見は根強く残る可能性は高い。そのため、合法化されたことで現地のセクシュアルマイノリティが即座に安全に生活できるとはいえない。

セクシュアルマイノリティに対する日本の法制度

日本で同性愛や同性間の性行為が禁止されたのは、同性・異性間における肛門性交を禁止し

た鶏姦罪が施行されていた 1872 年から 1881 年までの期間のみである。同性間の性愛については、「男色」や「女色」と表現され、とくに男色は仏家社会から武家社会、町人社会に至るまで広く行われていた（ゲイリー 2014）。また、井原西鶴の『好色一代男』や十返舎一九の『東海道中膝栗毛』などの文学作品にも、男色が登場しており、日本において男色は社会的・文化的に幅広く普及していた。しかし、1920 年代に西洋の性科学が日本に持ち込まれると、同性愛は「変態性欲」として抑圧の対象に変化した。当時は同性愛者とトランスジェンダーの概念や区別が不明瞭だったこともあり、両者は日本社会において周縁化されていった。

今日の日本において、同性愛者やトランスジェンダーを罰する法律はないが、同性婚は合法化されておらず、法的に認められたパートナーシップ制度も認められていない（図 1）。2019 年に同性婚の合法化を求める当事者が、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡で集団訴訟を起こした。2022 年 7 月時点で、札幌と大阪では第一審の判決が出ている。2021 年 3 月に札幌地方裁判所は原告の賠償請求を棄却したものの、同性婚を認めないのは憲法 14 条の「法の下での平等」に違反するとした。裁判所が、同性婚が合法化されていない状態を違憲と判断するのは、初めての事例であった。しかし、その後、2022 年 6 月に大阪地方裁判所は原告の訴えを退け、現行の制度を合憲と判断した。国は札幌地方裁判所の判断を踏まえ、東京地方裁判所で進行中の審理の中で、婚姻制度は「生物学的な自然生殖可能性」を持つ関係性への法的保護を目的としていると説明している。つまり、婚姻が認められるのは、生殖が可能な異性間であり、出産する（できる）か否かは問われない。さらに、国は、同性間に婚姻を認めることに対して、社会的な承認が得られていないとして、異性間のみの婚姻制度は正当性があると説明している。同性婚に関する訴訟は係争中の事案であり、今後の裁判所の判断が待たれるが、本稿執筆時点において、国は同性婚の合法化に真っ向から反対している。

同性婚の議論が進展しない中で、一部の自治体は条例もしくは要綱の範囲で「パートナーシップ制度」を導入している。同制度は、各自治体によって内容に多少の違いがあり、利用者を同性間に限定するものと異性間も含めて利用できるものに分かれる。NPO 法人虹色ダイバーシティによれば、2015 年に渋谷区と世田谷区が日本で初めて導入してから、2022 年 7 月 1 日までに 223 自治体が導入し、3168 組が利用している。パートナーシップ制度は、自治体の首長が、2 人の関係性をパートナーシップとして承認するという制度であり、同制度を利用すると 2 人の関係性を証明する証書が発行される。ただし、このパートナーシップは法的に認められたものではない。そのため、婚姻に関わる権利が享受できるか否かは、行政や企業の意向によって決定される。この点において、国外の法的に認められたパートナーシップと、日本のパートナーシップ制度とは性質が異なる。

また、日本ではセクシュアルマイノリティに対する差別を禁止する法律が制定されていない。セクシュアルマイノリティに対する「差別禁止法」は、欧米や EU を中心に 14 カ国で制定さ

れている。日本の国会では、東京オリンピック・パラリンピック開催を念頭に置き、「LGBT理解増進法」の制定が目指されていた。LGBT理解増進法の制定が現実味を帯びたのは、オリンピック憲章のオリンピズムの基本原則に、性別や性的指向を理由とした差別を否定しているからである。このLGBT理解増進法は差別禁止法とは異なり、あくまでセクシュアルマイノリティに対する理解を促すことを目的とした法案であった。ただし、2021年5月14日付の朝日新聞デジタルの記事によれば、与党と野党の協議の中で、LGBT理解増進法の目的および理念に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下」という文言が追加された。この文言の追加によって、LGBT理解増進法はより差別禁止法に近い内容になることが想定された。

しかし、5月20日に自民党内から「差別は許されない」という文言に対する批判が噴出し、合意が得られなかったことから、同法案の提出は見送られた。結局、東京オリンピック・パラリンピックが閉会した後も、日本においてセクシュアルマイノリティに対する理解の促進や差別の禁止に関する法律は制定されていない。このような経緯を踏まえれば、日本はセクシュアルマイノリティに対する法整備が遅れた「後進的」な国であると言える。

セクシュアルマイノリティの難民の出身国および受入国

ここでは、セクシュアルマイノリティの難民における移動の地域差をみていく。まずは、難民の受入や保護に関する歴史的な経緯を概観する。第二次世界大戦後、各国の混乱によって難民が急増し、その保護が国際的な課題となった。そのような社会的背景にもとづいて、1951年7月に「難民の地位に関する条約」が採択される。その条約で、難民は「人種、宗教、国籍

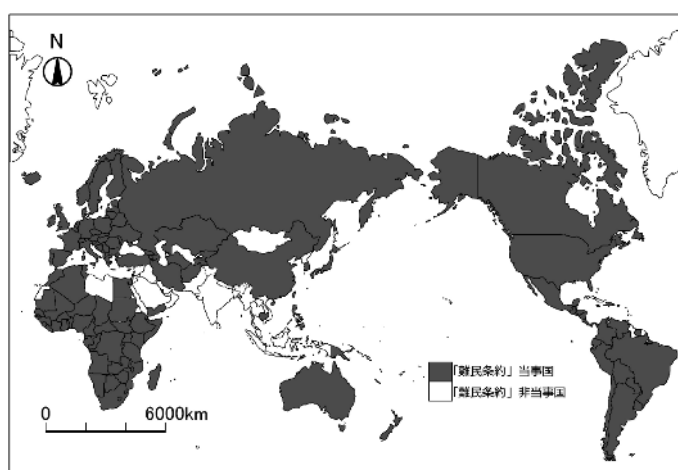


図2 「難民条約」当事国の分布

「1951年の条約及び1967年の議定書の当事国一覧表」(https://www.unhcr.org/jp/treaty_1951_1967_participant)
(最終閲覧日 2022年3月17日)

もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」と定義された。この条約では、難民の保護を保証し、生命の安全を確保することが内容に盛り込まれた。

ただし、この条約は1951年1月1日以前の出来事によって難民になった者のみに限定して適用された。また、条約では部分的に地理的な制限が設けられており、ヨーロッパ内で発生した難民のみに適用するか、その他の地域も含めるかは各国に委ねられていた。つまり、各国はヨーロッパ以外の地域で発生した難民を受け入れなくても、条約を批准できた。

その後、1967年1月には「難民の地位に関する議定書」が採択され、条約における難民の時間的な制限がなくなった。これにより、1951年1月1日以降の出来事によって難民となった者にも、採択された内容が適用されることになった。さらに議定書の第1条3項には「この議定書は、この議定書の締約国によりいかなる地理的な制限もなしに適用される」と明記され、ヨーロッパ内に限定されない、より包括的な内容となった。

「難民条約」とは、一般的に上記の二つを指す。図2は、難民条約当事国を示している。当事国とは、上記した条約と議定書のうち、両方もしくはどちらかを批准・加入・継承した国のことを指す。2021年時点で、当事国は149ヶ国である。アフリカ、アジア、中央アメリカ、オセアニアの一部の国は現時点で当事国となっていないが、世界の幅広い地域で難民条約が結ばれている。

セクシュアルマイノリティは「特定の社会的集団の構成員」として難民に認定されている(工藤2022)。その際、条約の当事国が難民申請の可能な国となる。ただし、同性愛などに対する罰則を設けている国も当事国となっており、そのような国で難民申請するとは考えづらい。図3は、セクシュアルマイノリティの難民の出身国と受入国を示している。ただし、参考にした資料は同性愛が非合法の国から他国へ移動し難民申請を行った事例を中心に扱っている。そのため、セクシュアルマイノリティの難民申請に関するすべての事例を網羅しているわけではない。

「LGBTへの迫害状況：国別レポート」によれば、2020年12月9日までにセクシュアリティに起因する難民申請をした者の出身国は39ヶ国であり、コンゴ民主共和国を除くすべての国で同性間の性行為に罰則を設けている。その地域的な内訳は、アジア11カ国、アフリカ23ヶ国、南アメリカ1カ国、中央アメリカ4ヶ国である。これらの国に居住するセクシュアルマイノリティは、セクシュアリティが原因で生命の危険を感じ、安全な生活が脅かされることを理由に申請を行っている。ただし、すべての申請が受け入れられるわけではなく、申請理由によっては却下されている。

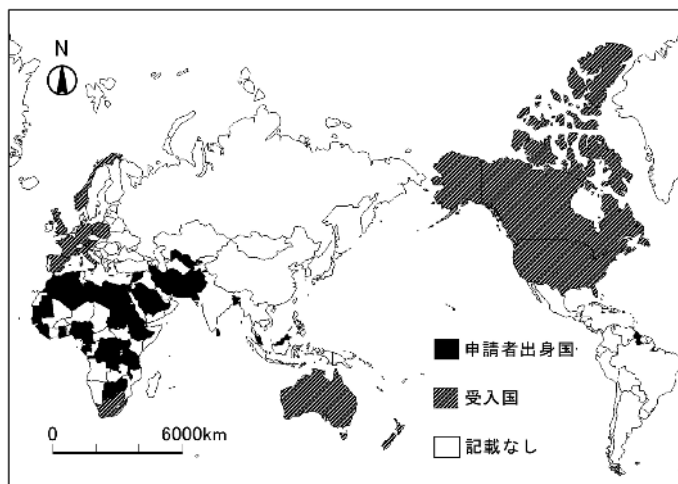


図3 セクシュアルマイノリティの難民の出身国と受入国の分布

「LGBTへの迫害状況：国別レポート」(<http://refugeestudies.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/Country-report-the-criminalization-of-LGBT.pdf>) (最終閲覧日 2022年4月23日)

これらの難民申請を受け入れたことのある国は15ヶ国あり、アジア1ヶ国、アフリカ1ヶ国、ヨーロッパ8ヶ国、北アメリカ2ヶ国、オセアニア2ヶ国である⁽⁸⁾。これらの国は同性間の性行為が合法であり、ポーランドを除いて、同性婚もしくは同性間の法的なパートナーシップが認められている。ポーランドがセクシュアルマイノリティの難民を受け入れたのは2012年であった。しかし、2015年に政権が交代すると、セクシュアルマイノリティに対して差別的な措置が取られた。このようなセクシュアルマイノリティへの態度の硬化に対して、ポーランドは国内外からの批判を受けており、2021年からはEUの欧州委員会による法的措置が開始されている。

ここまでをまとめると、セクシュアルマイノリティの難民は、主に同性愛への罰則をはじめとするセクシュアルマイノリティに対して不寛容な国を出身国としており、反対に受入国はセクシュアリティに関する権利が保障されている傾向にある。ただし、受入実績のあるすべての国がセクシュアルマイノリティに対して寛容な態度ではなく、国内政府の立場によって、態度は変化している。

4. セクシュアルマイノリティの難民受入における日本の変化

シェイダ裁判における判断

日本では2018年に初めて、性的指向（誰を好きになるか）に起因する迫害を理由に難民認定がなされた。1982年に「条約難民」の受入を開始してから、セクシュアルマイノリティが難民として認定されるまで37年の月日を要した。日本が欧米諸国と同様にセクシュアルマイ

ノリティを受け入れるようになったという意味では、その認定は画期的であった。

ただし、2018年以前にもセクシュアルマイノリティが日本で生活を希望し、難民申請を行った事例はある。その具体例として、2000年に起きた「シェイダ裁判」が挙げられる。「シェイダさんを救え！ニュース・アップデート第32号」によれば、イラン出身のシェイダ氏は、1991年に出身国からの迫害を逃れて日本へ渡った。彼はもともと1979年にイラン革命に参加していた。しかし、ホメイニー政権の確立により、彼が所属していた政治組織は崩壊し、彼は弾圧の対象となった。また、彼は自身が同性愛者であると自認しており、自国では同性愛者が処刑されていた。これらの理由からシェイダ氏は日本に亡命した。彼は、日本でセクシュアルマイノリティに関連するイベントに参加し、イベント内でカミングアウトするなど、同性愛者として生活していた。

しかし、2000年4月にオーバーステイが発覚したことで、彼は逮捕される。その後、具体的な施設名は把握できていないが、彼は「入国者収容所」に強制収容され、難民申請をするも認定されなかった。彼は、2007年に法務省から強制送還を言い渡されたが、日本で在留資格を得るため、東京地方裁判所に提訴した。

第一審の判決は2004年2月25日に言い渡され、シェイダ氏の強制送還に対する国の違法性は認められなかった。「平成16年2月25日判決言渡 平成12年（行ウ）第178号 退去強制令書発付処分取消請求事件」によれば、原告であるシェイダ氏が条約難民でないことを様々な理由をもとに説明している。ここでは、裁判所が同性愛をめぐるイラン国内の状況をいかに判断したのか、なぜ同性愛者は難民に該当しないと判断したのかという点に絞ってみていく。

前者の観点において、裁判所は、イランへ強制送還されたとしても、彼が同性愛者であることを理由に処罰されるものではないとしている。裁判所は、イランの刑法が同性愛を死刑と定めていると認めつつも、その処罰規定が積極的に運用されていないことを理由とした。また、男性同士のハグや手を繋ぐなどの行為がイランで文化的に認められており、他者が同性愛者だと判断することは難しいことも理由としている。つまり、裁判所は、イラン国内で、彼が同性愛者であると容易に認識されるとは言い切れず、仮に知られても、刑法による処罰が実際に行われる可能性は低いと判断した。また、裁判所は「オーストラリア、オランダ、カナダ及びスウェーデンのように、同性愛又は同性婚に対し寛容とされている諸国においても」「イラン人同性愛者を難民として認定せず、退去相当としたことを適法とする裁判例等が多数存在する」ことも本判決の理由として記している。

次に、同性愛者が難民に該当するかという点において、裁判所は、同性愛者が難民条約の特定の社会的集団に該当しないと判断している。裁判所によれば、社会的集団とは、社会的背景、習慣、社会的地位や、集団内の一定のつながり、その集団に属しているという認識が集団内で共有される人間のまとまりである。一方で、同性愛者という個人の問題については、上記のつ

なかりを持っていないため、特定の社会的集団として認められなかった。この判断においても、裁判所は、欧米諸国の事例を参考にしており、「オーストラリアのようにこれを肯定する国もある一方、これを否定する国もあるのであって、難民条約の解釈上、同性愛者が「特定の社会的集団」に該当するとの国際的な合意があるとはいえない」ことを理由としている。

この結果を受けて原告のシェイダ氏は控訴し、第二審の判決が2005年1月20日に言い渡された。第二審で裁判所は、原告による控訴を棄却した。彼は2001年に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）から難民として認定⁹⁾されていた。しかし、裁判所は、UNHCRの判断は難民条約加盟国を束縛するものではないとして、難民認定を受け入れなかった。「シェイダさんを救え！ニュース・アップデート第73号」によれば、第二審の判決後に、シェイダ氏の第三国定住が決定し、2005年3月に日本を出国した。

シェイダ裁判における裁判所の判断を地理的スケールに当てはめて考察すると、次のようになる。第一審の同性愛者の強制退去に関して、裁判所は、同性愛に寛容な国でも強制退去が行われていると指摘した。その判断において、裁判所は欧米諸国の事例を引用することで、グローバル・スケールの価値観を適用している。また、同性愛者が特定の社会的集団の構成員であるかという点において、裁判所はグローバル・スケールで統一した価値観がないという理由から、同性愛者を特定の社会集団の構成員として認めなかった。しかし、裁判所が示したこの理由に正当性はない。なぜなら、グローバル・スケールで統一した価値観がないため、同性愛者を特定の社会集団の構成員として認めることもできるからである。実際、欧米では、1990年代からセクシュアルマイノリティを難民として認めており、同性愛者を特定の社会集団の構成員と捉えていた。裁判所は、同性愛者の難民を認めないという判断を下すうえで、グローバル・スケールの価値観を恣意的に用いたのである。

第二審では、国際機関であるUNHCRがシェイダ氏を難民として認めたことが有利に働くという期待があった。しかし、裁判所は第一審と同様、シェイダ氏を難民として認めなかった。第一審と第二審は同じ結果ではあるが、判決の理由には若干の変化がみられる。2005年1月21日付の朝日新聞の記事によれば、裁判所は、シェイダ氏がイランに戻っても刑法で罰せられる可能性は低いという第一審の判断を支持しつつ、「難民かどうかの判断が、条約加盟国との間で分かれることは十分にあり、UNHCRの判断は加盟国を拘束しない」と判断した。言い換えれば、裁判所は、国際的な組織の難民認定に日本が従う必要はないと判断した。

第一審と第二審の判決自体に変化はなかったが、両者の判決の理由については地理的スケールの視点から分析すると、違いがみられる。第一審では、グローバル・スケールでの価値観を判断の理由としていた。しかも、特定の社会集団に同性愛者が含まれるかという点においては、グローバル・スケールの価値観を恣意的に用いていた。第二審では、グローバル・スケールで認定された難民としての地位を、ナショナル・スケールの価値観にもとづいて否定している。

シェイダ裁判の第二審において、セクシュアルマイノリティの難民認定をめぐる価値観は、グローバル・スケールとナショナル・スケールとの間で大きな乖離がある。そして、各国が難民認定の基準を決めるべきだという裁判所の判断は、グローバル・スケールの価値観ではなく、ナショナル・スケールの価値観を重視している。

シェイダ裁判以降におけるセクシュアルマイノリティの難民認定

シェイダ裁判以降、セクシュアリティを原因とした難民申請が全体でどれほど行われたかは資料的制約から把握できない。ただし、「難民として認定した事例等について」（平成24年版～令和2年版）において確認できる事例に限定すれば、そのような申請は2017年以降に行われている。その件数は、2017年に1件、2018年に1件、2020年に2件である。そのうち、2018年と2020年の計3件は難民として認定されている。

2017年の事例において、申請者は迫害と認められるほどの経験がなく、今後迫害を受ける可能性が低いことを理由に認定されなかった。申請者は、日本滞在時に自国で生活する家族に同性愛者であることをカミングアウトし、絶縁を迫られたことを理由に、帰国後家族から迫害を受ける可能性があるとして難民申請を行った。この申請が不認定となった理由として、出入国在留管理庁は、申請者が主張する迫害主体が家族であること、申請者の出身国で同性婚が認められているなど権利保護の取り組みがなされていること、政府が私人の違法行為を放置、助長するような動きは認められないことを挙げている。

一方、2018年に日本でセクシュアルマイノリティの難民認定がなされた事例では、申請者の自国での経験が強調されている。申請者は、自国で同性との同性愛行為によって警察に逮捕され、2年間収監された。その後、保釈中に出国し、帰国すれば再度警察に逮捕・収監される恐れがあるとして、難民認定の申請を行った。この申請が認定された理由として、出入国在留管理庁は、申請者の国で同性愛行為は禁固刑となることが規定されており、実際にその刑が執行された事例が報告されていること、申請者が主張する自国での経験に信ぴょう性があること、帰国した場合に逮捕される可能性が認められることを挙げている。

2020年は認定事例が二つある。第一の事例について、申請者は女性であり、自国で同性愛者であることを理由に男性から2度の性的暴行を受けた。そのため、帰国すれば同様の理由から性的暴行などの迫害を受ける可能性があるとして、難民申請を行った。この申請が認定された理由として、出入国在留管理庁は、申請者の国では同性愛者を性的暴行の対象とする被害が報告されていること、申請者が受けた被害も性的指向を「矯正」するための性的暴行だったと認められること、同性愛行為は法律上違法ではないものの、他の法律を恣意的に適用してセクシュアルマイノリティが逮捕されていることを挙げている。

第二の事例について、申請者は同性愛者であり、親族から同性愛者の検査をするため病院に

連行された。その病院から逃亡した際、親族から発砲されたため、帰国後に親族からの告発によって政府からの迫害を受ける可能性があるとして難民申請を行った。この申請が認定された理由として、出入国在留管理庁は、申請者の国では、同性愛行為に対して厳格な処罰が存在し、実際に逮捕された事例が報告されていること、社会的なスティグマも強く、同性愛者が殺害された事例も報告されていること、申請者の経験から帰国後に親族から迫害を受ける可能性が高いと認められることを挙げている。

セクシュアルマイノリティが難民として認定された事例は、以下の共通点がある。第一に、申請者の国で、同性愛行為が法律として処罰の対象とされている。また、2018年と2020年の後者の事例にあるように、社会的なスティグマによる市民からの暴力も考慮されている。第二に、申請者は、自国で実際に迫害と認定される経験を有している。この点において、不認定となった2017年の事例は、自国での迫害に該当するような経験がなかったと判断された。第三に、申請者は特定の社会的集団の構成員であることを理由に難民として認定されている。この点は、シェイダ裁判において、裁判所が下した判断と異なっている。

工藤（2022）は、特定の社会的集団の構成員の解釈が広がることで、難民の定義も変化してきたと指摘する。Hathaway（1991）およびHathaway and Foster（2014）によれば、社会的集団は変更が不可能であるという性質を持ち、その性質はセクシュアリティに関しても同様であることから、セクシュアルマイノリティは特定の社会的集団の構成員として解釈される。世界的にはこの解釈が主流であり（工藤 2022）、日本もこの解釈と同様に、セクシュアルマイノリティを特定の社会的集団の構成員としている。

日本は、シェイダ裁判時にグローバル・スケールの価値観を恣意的に適用する、もしくは適用しないことで、セクシュアルマイノリティの難民受入を回避してきた。しかし、2018年以降、日本でもセクシュアルマイノリティの難民を受け入れはじめた。この変化は、シェイダ裁判で日本が拒絶してきたグローバル・スケールの価値観を、ナショナル・スケールに適用することで生じている。

5. 同性パートナーを持つセクシュアルマイノリティの在留資格における日本の対応

法務省は2013年10月18日に「同性婚の配偶者に対する入国・在留審査について」という通達を出している。その中で、同性パートナーを持つ外国籍の同性愛者に対する在留資格について、以下の3要件を満たす場合、「特定活動」の在留申請が可能になるとの認識を示した。第一に、対象となる同性愛者とそのパートナーの国において同性婚が合法化されている。第二に、対象となる同性愛者のパートナーが正規に在留している外国人である。第三に、偽装的関係でなく、生活が安定している。法務省のこの通達は、同性のパートナーシップに配慮したと

いう点では評価できる。ただし、この条件に合致する同性愛者は限定的である。第一と第二の要件にもとづけば、日本人の同性パートナーを持つ者は、特定活動の在留許可が得られない。それは、日本では同性婚が認められていないからである。申請が可能となるのは、両者の国で同性婚が認められ、かつ同性パートナーが正規の在留許可を得ている場合に限られる。

一方で、日本人の同性パートナーを持つ外国籍の同性愛者は、日本に留まるため在留特別許可を得る必要がある。在留特別許可とは、オーバーステイや不法滞在などで退去強制の対象であり、本来であれば国外へ退去させるべき人の国内在留を例外的に認めることである。そして、2019年以降、法務省は外国籍のセクシュアルマイノリティに対して、在留特別許可を与えている。

HUFFPOSTの記事⁽¹⁰⁾によれば、台湾人のゲイは1992年に来日した後、日本人男性と1993年に交際を始め、24年間日本で生活していた。しかし、2016年に彼はオーバーステイで逮捕され、強制退去を命じられた。日本では同性間の婚姻は認められていないため、配偶者ビザが台湾人の彼に対しては発行されない。彼は在留特別許可を申請したが、その申請は却下された。彼は在留特別許可を得られなかったため、2017年3月に退去強制処分の取り消しを求めて訴訟を起こした。結果的に、国は、2019年2月に裁判の判決を待たずして、彼の在留特別許可と退去強制処分の取り消しを通知した。この国の決定によって、彼は日本での生活が保障された。同性パートナーを持つ同性愛者の在留特別許可が決定されたのは、日本で初めての事例とされている。

記事の中で彼の弁護団は、この裁判および国の決定について、同性カップルは保護されるべき対象であることを国が認めていく契機となったと評価している。しかし、同記事において、法務省は彼に在留特別許可を与えた理由を「これまでの在留状況や生活態度など、様々な要素を鑑みたくえて総合的に判断」したと回答している。また、2019年3月23日付の朝日新聞の記事では、法務省は「在留状況や生活態度を総合的に勘案したもので、日本人男性とのパートナー関係を特に重視した判断ではない」と回答したと書かれている。法務省の回答は、あくまで彼の在留状況や生活態度の観点から下された決定であることを強調している。そして、意図的か否かにかかわらず、法務省は、この決定と同性間のパートナーシップや同性婚の議論との関連付けを回避している。

その後、さらにセクシュアルマイノリティの在留特別許可が認められた。2019年9月2日付の朝日新聞デジタルは、東南アジア出身のトランス女性に特別在留許可が与えられたと報道した。出生時に男性と判定された彼女は現在女性として生活をしているが、法律上男性であるため、パートナーの日本人男性とは法律上同性パートナーとなる⁽¹¹⁾。その記事によれば、彼女は1981年に来日後、1993年に在留資格を失効した。オーバーステイとなった彼女は、日本人男性と2002年から同居を始め、2016年にパートナーシップ合意契約と遺言に関する公正証

書を作成した。その後、2017年3月に東京入国管理局に出頭し、在留特別許可の申請を行い、同年8月14日に「定住者」としての許可が通知された。法務省出入国在留管理庁は、今回の決定について「素行や生活スタイル、社会への定着性や人道的な配慮など、これまでの在留状況を総合的に判断した」と説明しており、台湾人のゲイの事例と同様、セクシュアリティに関する内容は含まれていない。

上記の二つの事例は、在留特別許可が裁判所を経ずに得られた事例であるが、本稿執筆段階で係争中の事例もある。2019年9月5日付の朝日新聞デジタルの記事によれば、あるアメリカ国籍のゲイは、定住者の在留資格を得るため、訴訟を起こした。彼は日本で留学していた2004年に日本人男性と交際をはじめ、2人は2015年に同性婚が合法化されたアメリカで婚姻関係を結んだ。現在、2人は日本で生活をしているが、彼のパートナーが日本人であるため、彼は特定活動の在留資格を申請することができない。彼は、訴訟に至るまでの間、定住者としての在留特別許可を5回申請したが、すべて却下された。

この事例は特殊であり、日本人パートナーが日本国籍を離脱し、アメリカ国籍を取得すれば、2人は日本の在留資格を得ることが可能になる。同性婚が認められたアメリカでは、アメリカ国籍を有する者と婚姻関係にあれば、その配偶者もアメリカ国籍を取得できる。そのため、仮に日本人パートナーがアメリカ国籍を取得すれば、アメリカ人の彼は法務省が示した特定活動の在留資格を得る要件を満たす。ただし、特定活動の在留資格は、日本での就労が制限されている。一方で、彼が希望している定住者の在留資格は就労の制限がなく、両者は経済活動の面で処遇が大きく異なる。この現象は、日本が、同性婚が合法化され始めているグローバル・スケールの価値観を受け入れながらも、その一方で、国内の婚姻制度の枠組みを遵守せざるを得ない状況に起因する。つまり、婚姻に関する権利を享受できる対象が各国によって異なる中で、グローバル・スケールの価値観とナショナル・スケールの価値観とが衝突しており、そこに矛盾が生じている。

6. おわりに

本稿は、日本におけるセクシュアルマイノリティの受入をめぐる問題を地理的スケールで検討することを目的とした。第2章では、理論的枠組みとなる地理的スケールの概念および、分析に使用した資料について説明した。

第3章では、セクシュアルマイノリティの権利や移動に関する世界的な動向を考察した。セクシュアルマイノリティの権利向上が高まる今日においても、いまだに宗教的な理由などからアフリカ、西アジアを中心に同性間の性行為が違法となっていた。また、日本はセクシュアルマイノリティに対する罰則はないものの、彼ら彼女らへの権利や保護に関する法整備が遅れていた。その一方で、欧米を中心に同性婚や法的なパートナーシップ制度の実現、差別禁止法の

制定など、セクシュアルマイノリティにとっての権利や保護が保障されていた。このような地域的な差異は、セクシュアルマイノリティの移動における地域性を生み出しており、同性婚や法的なパートナーシップを導入している欧米諸国を中心にセクシュアルマイノリティの難民を受け入れていた。

第4章では、セクシュアルマイノリティの難民受入をめぐる日本の対応の変化を考察した。日本はシェイダ裁判の第一審でグローバル・スケールの価値観を用いて難民認定を拒否した。しかし、国際機関がシェイダ氏を難民認定すると、第二審では一転してナショナル・スケールの価値観を用いることで、彼を難民として認定しなかった。その後、セクシュアルマイノリティの難民を受け入れるグローバル・スケールの価値観と同様、日本でも彼ら彼女らを受け入れはじめた。つまり、セクシュアルマイノリティの難民受入をめぐる各スケールの価値観を恣意的に用いることで、難民認定もしくは不認定を決定していた。

第5章では、同性パートナーを持つセクシュアルマイノリティの在留資格をめぐる日本の対応を考察した。2019年以降、法務省は日本人パートナーを持つセクシュアルマイノリティに在留資格を与えていた。しかし、法務省は、セクシュアルマイノリティの在留許可決定において、同性愛や同性パートナーという問題を後景化させ、セクシュアルマイノリティの在留資格と同性間のパートナーシップや同性婚との関連性を断絶させていた。また、同性婚を認めないナショナル・スケールの価値観との整合性を保つため、国籍によって在留資格の付与に差異が生じていた。

日本におけるセクシュアルマイノリティの難民は、当初グローバル・スケールとナショナル・スケールの価値観を恣意的に用いることで認められてこなかった。しかし、近年では、グローバル・スケールの価値観に合わせる形で難民認定がなされ、認定された事例においては、迫害や暴力などの原因がセクシュアリティにあることを強調している。一方で、セクシュアルマイノリティの在留許可に関する法務省の説明は、申請者個人の生活態度や在留状況などに重点が置かれ、セクシュアリティには意図的と思えるほどに触れていない。ここに、欧米と日本とのセクシュアリティの権利をめぐる価値観の違いが反映されている。なぜなら、セクシュアルマイノリティの難民認定は、同性パートナーや同性婚に関連することなく判断できるのに対して、在留許可は同性パートナーがいることを理由とした申請となるからである。

このような状況を踏まえると、日本は国外のセクシュアルマイノリティを受け入れることによって、セクシュアルマイノリティに対する国内の不寛容さを覆い隠しているとも言える。なぜなら、日本においては、近年になってセクシュアルマイノリティの難民認定や在留許可が一部認められているが、同性婚や法的に認められたパートナーシップに関する議論は進まず、LGBT理解増進法の法案も見送られているからである。これは、変則的なピンクウォッシングの事例として捉えられる。日本では、セクシュアルマイノリティへの寛容性を示すことによ

て、セクシュアルマイノリティの不寛容さを隠すという奇妙な事態に陥っている。

本稿は、セクシュアルマイノリティに対する法制度が未整備な日本において、彼ら彼女らの難民認定および在留許可の論理を地理的スケールの視点から検討したことに意義があり、日本はグローバル・スケールの価値観とナショナル・スケールの価値観との間に矛盾を抱えていることが明らかとなった。在留を許可された二つの事例では、グローバル・スケールの価値観に合わせてつても、同性パートナーについて触れないことで、ナショナル・スケールの価値観に影響を及ぼさないよう対処している。つまり、セクシュアルマイノリティの在留資格を、セクシュアリティという要素を脱色することで、単なる外国人の在留資格に論点をずらしているのである。そして、日本はその矛盾を隠しながら、セクシュアルマイノリティを受け入れている。そこには、セクシュアルマイノリティを受け入れるという点で「先進的」でありつつも、国内法や在留資格の面で「後進的」であるといった二重規範（ダブルスタンダード）がある。このような二重規範によって、日本に特有の「ピンクウォッシング」が生じているのである。

本稿では、世界の動向や日本としての対応に着目したため、難民申請や在留許可申請において、申請者からどのようにセクシュアリティが語られたのか、という点は明らかにできなかった。セクシュアルマイノリティが難民として認められるために、どのような経験や感情を語るのかという点は、今後の課題とする。

付 記

本稿は挑戦的研究（萌芽）「課題番号 20K20735」（代表者：荒又美陽）の助成を受けた研究成果の一部である。

注

- (1) 自らの性自認や性的指向などにおいてマイノリティの人々を指す。LGBTやLGBTQIなど、一部のセクシュアルマイノリティを取り上げて表現する場合もある。
- (2) ピンクはセクシュアルマイノリティを象徴する色として用いられることがある。ピンクが採用されているのは、ナチスドイツ時代の強制収容所において、ゲイやバイセクシュアル男性などはラベンダー・ピンクの胸章の装着が義務づけられていたことに由来する。また、ウォッシュは洗い流すという意味ではなく、上辺だけや表面を取り繕うという意味で用いられている。
- (3) https://ilga.org/downloads/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2019_dataset.xlsx（最終閲覧日 2022年4月23日）
- (4) <http://emajapan.org/promssm/world>（最終閲覧日 2022年8月16日）
- (5) https://www.unhcr.org/jp/treaty_1951_1967_participant（最終閲覧日 2022年3月17日）
- (6) <http://refugeestudies.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/Country-report-the-criminalization-of-LGBT.pdf>（最終閲覧日 2022年4月23日）
- (7) 地域には、海外領土や海外県、自治領も含まれる。
- (8) 受入国は、アメリカ、イギリス、イスラエル、イタリア、オーストラリア、カナダ、スペイン、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フランス、ポーランド、南アフリカ共和国である。
- (9) UNHCRによって難民として認定された人をマンドレート難民と言う。ただし、その認定によって、各

国で自動的に難民として認められるわけではない。

- (10) https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/same-sex-marriage-international_a_23303038/?ncid=other_huffpostre_pqylmel2bk8&utm_campaign=related_articles および https://www.huffingtonpost.jp/entry/taiwan-couple-special-permission-to-stay_jp_5c93619ce4b08c4fec34b12e (最終閲覧日 2022 年 5 月 1 日)
- (11) 記事には同性パートナーと記載されているが、それはあくまで法律上の性別の場合であり、本人の性自認は女性である。彼女の性自認を尊重するのであれば、日本人男性を同性パートナーと表記するのは妥当ではない。

参考文献

- 工藤晴子 2022. 『難民とセクシュアリティ——アメリカにおける性的マイノリティの包摂と排除』明石書店.
- ゲイリー, P. L. 著, 藤田真利子訳 2014. 『男色の日本史——なぜ世界有数の同性愛文化が栄えたのか』作品社.
- Gary, P. L. 1995. *Male colors: The construction of homosexuality in Tokugawa Japan*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- 杉浦郁子 2008. 日本におけるレズビアン・フェミニズムの活動——1970 年代後半の黎明期における. ジェンダー研究 11: 143-170.
- 須崎成二 2019a. 「新宿二丁目」地区におけるゲイ男性の場所イメージとその変化. 地理学評論 92: 72-87.
- 須崎成二 2019b. 新宿二丁目におけるゲイ・ディストリクトの空間的特徴と存続条件. 都市地理学 14: 16-27.
- 砂川秀樹 2015. 『新宿二丁目の文化人類学——ゲイ・コミュニティから都市をまなごす』次郎太郎社エディタス.
- テイラー, P. J. 著, 高木彰彦訳 1991. 『世界システムの政治地理——世界経済, 国民国家, 地方』大明堂.
- 堀江有里 2015. 『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版.
- 前川直哉 2017. 『<男性同性愛者>の社会史——アイデンティティの受容/クローゼットへの解放』作品社.
- 森千香子 2016. 承認がうみだす新たな排除とは何か——フランスにおけるマイノリティ承認と「セクシュアル・デモクラシー」. 田中拓道編『承認——社会哲学と社会政策の対話』362-394. 法政大学出版局.
- 森千香子 2019. フランスにおける「移民・難民危機」と尊厳——抵抗運動の背景としての「移民・難民をめぐる政治」. 年報社会学論集 32: 34-43.
- 森山至貴 2012. 『「ゲイコミュニティ」の社会学』勁草書房.
- 山崎孝史 2013. 『政治・空間・場所——「政治の地理学」にむけて [改訂版]』ナカニシヤ出版.
- Ferreira, N. 2018 Reforming the common European asylum system: Enough rainbow for queer asylum seekers?. *Rivista di studi giuridici sull'orientamento sessuale e l'identità di genere*, 5 (2): 25-42.
- Ferreira, N. 2021. An exercise in detachment: The Council of Europe and sexual minority asylum claims. In *Queer migration and asylum in Europe*, ed. Mole, R. C. M., 78-108. London: UCL Press.
- Gross, A. 2015. The politics of LGBT rights in Israel and beyond: Nationality, normativity, and queer politics. *Columbia Human Rights Law Review* 46: 416-436.
- Hathaway, J. C. 1991. *The law of refugee status*. Tronto and Vancouver: Butterworths.
- Hathaway, J. C. and Foster, M. 2014. *The law of refugee status 2nd edition*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mole, R. C. M. ed. 2021. *Queer migration and asylum in Europe*. London: UCL Press.
- Peers, S. 2016. *EU justice and home affairs law: Volume I: EU immigration and asylum law 4th edition*. Oxford: Oxford University Press.
- Schulman, S. 2012. *Israel/Palestine and the queer international*. Durham: Duke University Press.

Japan's Double Standard on the Acceptance of Sexual Minorities: The Logic of Recognition of Refugees and Permission for Status of Residence at a Geographical Scale

SUSAKI Seiji

Research on queer migration has focused on how states and supranational organizations exclude and/or include sexual minorities in their transnational movements. Such studies have been conducted mainly in Europe and the United States, which have been proactive in accepting sexual minorities and guaranteeing their rights. In contrast, there are some countries that have a track record of accepting sexual minority refugees, despite their rights not being guaranteed. The logic behind the acceptance of sexual minority refugees in such countries has not been clarified. Therefore, the purpose of this study is to clarify Japan's response to the acceptance of sexual minority refugees, while considering global trends regarding their acceptance. Using the concept of geographical scale, I examine what values determine the acceptance or rejection of sexual minorities in Japan. The following findings are obtained from an analysis of materials, including court documents and newspaper articles, related to sexual minorities and refugees. First, the status of rights and punishments for sexual minorities in each country has caused regional differences in their mobility. Second, Japan has arbitrarily used the global or national scale of values regarding sexual minority refugees to determine whether to grant or deny refugee status to them. Third, in the status of residence for sexual minorities, Japan has relegated the issue of homosexuality and same-sex partnerships to the background. By doing so, it has severed the connection between the residency status of sexual minorities and same-sex partnerships or marriages. These findings suggest that Japan has a double standard, in that it is "progressive" in terms of accepting sexual minority refugees, but "backward" in terms of providing domestic laws and residency status for sexual minorities. Through this action, Japan may be trying to "pink-washing," i.e., downplay its policy of not providing rights to sexual minority communities by accepting sexual minority refugees into the country.

Keywords : sexual minorities, refugee, status of residence, geographical scale, double standard